

## 厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」

企業にお勤めの方、退職された方、個人事業主などの技能者の皆様へ

# 「ものづくりマイスター」募集のお知らせ

厚生労働省では、**建設系・製造系職種**のものづくり、**情報技術によるシステム構築等**について、一定の水準の技能を有する熟練技能者を「**ものづくりマイスター**」として認定し、中小企業や工業高校等学校に派遣して従業員、生徒等に対する実技指導等を行っています。

若手技能者・IT人材の育成に、あなたの技能・経験を活かしませんか？

### 中小企業での指導



#### 普通旋盤職種

- 指導日数 6日
- 受講者数 切削部社員2名
- 受講者の声  
基礎的なことがマシニング作業と通じていると感じた。今後の作業に活かしていきたい。

### 工業高校での指導



#### ウェブデザイン職種

- 指導日数 1日
- 受講者数 工学科等の生徒8名
- 受講者の声  
想像よりも難しく手ごたえのある内容で楽しかった。家でもできることなので、続けていきたい。

**まずは、お気軽にお問合せください！**

## 愛知県職業能力開発協会 技能振興コーナー

〒451-0062 名古屋市西区花の木一丁目4-4

電話 (052) 524-2075

FAX (052) 325-5070

e-mail ginoushinkou@avada.or.jp

お問い合わせフォームもご利用ください

<https://forms.gle/3xejZ1qW1S5RSqat6jqf> 又は



## ものづくりマイスターの役割・認定要件

名称	役割	必要な資格	職種	経験年数(資格取得後)
ものづくり マイスター	建設業及び製造業に係る技能の実 技指導やものづくり体験会など	技能検定1級、特級又は単一等級を有す る方又はこれと同等と認められる方	A表	実務経験5年以上 指導経験3年以上
	+DX			
IT部門	情報技術に係る実技指導や体験会 など	技能検定(ウェブデザイン)1級、ITSS(注) のスキル習熟度レベル4以上に相当する 情報技術関連の資格を有する方など 注 経済産業省が定めるIT人材に求められ るスキルやキャリアを示した指標	B表	実務指導経験とも3 年以上



## A表(建設業・製造業の登録職種)

分類	職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、と び、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施 工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、 カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施 工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄 工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダ イカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧 装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラ ント製図
電気・精密機械器 具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機 調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙 加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	貴金属装身具製作、時計修理
印刷製本関係	プリプレス、印刷、製本
その他	ローブ加工、情報配線施工、印章彫刻、義肢・装具製作、メカトロニクス、電工、 自動車工、電気溶接、車体塗装



## B表(ITの登録職種)

ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、業務用ITソフトウェア・ソリューションズ(旧  
オフィスソフトウェア・ソリューション)、ロボットソフト組込、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、  
モバイルアプリケーション開発、3Dデジタルゲームアート、AI・機械学習、データサイエンス(ビッグデータ)

## ものづくりマイスターの活動内容

- ・ 中小企業、工業高校等学校からの依頼に基づき、現地にて実技指導を行っていただきます。
- ・ 派遣先と、ものづくりマイスターとの調整は、当コーナーの専門スタッフが行います。
- ・ 指導時間は**1日当たり3時間を目安**に、必要日数(最大20日間)の指導を行っていただきます。
- ・ 謝金として**日額18,300円**(1時間以上2時間未満の場合は6,100円、2時間以上3時間未満  
の場合は12,200円)をお支払いします。併せて、**実費相当の交通費**をお支払いします。